

## 第三章 計画の推進

## 第Ⅲ章 計画の推進

### 1. 健康増進に向けた取り組みの推進

#### (1) 活動展開の視点

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを、国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

町民の健康増進を図ることは、高齢化が進む町にとっても、一人ひとりの町民にとっても重要な課題です。したがって、健康増進施策を南風原町の重要な行政施策として位置づけ、健康はえばる21(第3次)の推進においては、町民の健康に関する各種指標を活用し、町民自身の予防を重視した取り組みを推進していきます。

取り組みを進めるための基本は、個人の身体(健診結果)をよく見ていくことです。

一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。一人ひとりの、生活の状態や、能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、健康増進を図ることが基本になります。

本町としては、その活動を支えながら、町民自身が自分のからだに対する理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくために、科学的な支援を積極的に進めます。同時に、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる、ともに生活を営む家族や、地域の習慣や特徴など、共通性の実態把握にも努めながら、地域の健康課題に対し、町民が共同して取り組みを考え合うことによって、個々の気づきが深まり、健康実現に向かう地域づくりができるよう取り組んでまいります。

#### (2) 関係機関との連携【図表84】

ライフステージに応じた健康増進の取組みを進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、健康増進法第6条で規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。

南風原町庁舎内における健康増進事業実施は、様々な部署にわたるため、庁内関係各課との連携を図ります。

また、町民の生涯を通じた健康の実現を目指し、町民一人一人の主体的な健康づくり活動支援していくために、医師会、歯科医師会、薬剤師会などに加え、健康づくり推進協議会の構成団体などとも十分に連携を図りながら、関係機関、関係団体、行政などが協働して進めていきます。

期	妊産婦期(母親)	乳幼児期	学童期	青年期以降～	老 齢 期					
	生活習慣の確立			自覚症状がないまま病気が進行	重症化とQOLの低下(介護)					
関連法律と事業内容	母子保健法		学校保健法	健康増進法						
	・妊産婦健診・乳児健診・1歳半健診・2歳児健診・3歳児健診 ・保健指導・栄養指導(訪問、健康教育、健康相談など)			高年齢者の医療の確保に関する法律						
健康推進事業実施者	国民年金課(健康づくり班)		学校教育課	国民年金課(健康づくり班)	保健福祉課(高齢福祉班:包括)					
	介護保険法				・長寿健診 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施					
生活習慣病の成り立ちと社会保障										
	検査項目と各期	妊婦健診(1回目)	10ヶ月健診	1歳6ヶ月健診	3歳児健診	学童期生活習慣病予防健診	40歳未満健診	特定健診	長寿健診	
健康推進事業実施者が行う健診	摂取エネルギーの過剰	BMI(肥満度)	●	●	●	●	●	●	●	
		腹囲あり				●	●	●	●	
		中性脂肪				●	●	●	●	●
		HDLコレステロール				●	●	●	●	●
	血管を傷つける	GPT								
			収縮期	●			●	●	●	●
		拡張期	●			●	●	●	●	
		尿酸				●	●	●	●	●
	臓器障害	血糖	●			●	●	●	●	
		HbA1c				●	●	●	●	
eGFR					●	●	●	●		
尿酸値		●			●	●	●	●		
脂質代謝	LDLコレステロール				●	●	●	●		
	Hb(上段:男 下段:女)	●	●	●	●	●	●	●		

## 2. 健康増進を担う人材の確保と資質の向上

保健師、管理栄養士等は、ライフステージに応じた健康増進を推進していくために、健康状態を見る上で最も基本的な健診データを見続けていく存在です。健診データは生活習慣の現れですが、その生活習慣は個人のみで作られるものではなく、社会の最小単位である家族の生活習慣や、その家族が生活している地域などの社会的条件のなかでつくられていきます。地域の生活背景も含めた健康実態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食習慣と関連付けた解決可能な健康課題を抽出し、町民の健康増進に関する施策を推進するためには、地区担当制による保健指導等の健康増進事業の実施が必要になります。

国は保健師・管理栄養士等については、予防接種などと同様、必要な社会保障という認識がされている中で、単に個人の健康を願うのみでなく、個人の健康状態が社会にも影響を及ぼすと捉え、今後も健康改善の可能性や経済的効率を考えながら優先順位を決定し、業務に取り組んでいくために、保健師、管理栄養士等の人材確保を進めています。また、健康増進に関する施策を推進するためには、資質の向上が不可欠です。

公衆衛生とは、「健康の保持増進に役立つ日進月歩の科学技術の研究成果を、地域社会に住む一人一人の日常生活の中にまで持ち込む社会過程」（橋本正己）とあります。保健師や管理栄養士などの専門職は、最新の科学的知見に基づく研修や学習会に、積極的に参加して自己研鑽に努め、効果的な保健活動が実施できるよう資質の向上に努めます。